㈡　次に掲げる土地に存する標柱〇号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱〇号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

徳島県美馬郡つるぎ町半田字下喜来五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　一年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

㈠　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

埼玉県本庄市児玉町太駄字横畑平一四八七、一四八九

㈡　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

埼玉県秩父郡小鹿野町両神薄字中原四二五一の一

㈢　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

埼玉県秩父郡東秩父村大字白石字夏内八八九の一、八九〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　七年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに本庄市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十三年二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

徳島県名西郡神山町上分字中津四七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　一年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八号

農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）第九条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十三年二月一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農業改良資金融通法第九条第四項の農林水産大臣が定める利率は、次の表の上欄に掲げる法人ごとに、同表の中欄に掲げる同法第三条第一項第一号の貸付け又は同項第二号の融資機関に対する貸付けの日の属する期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める利率とする。

法人	貸付けの日の属する期間	利率
株式会社日本政策金融公庫	平成二十二年十月一日から平成二十二年十二月三十一日まで	年一分六厘八毛
	平成二十三年一月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一分六厘一毛
沖縄振興開発金融公庫	平成二十二年十月一日から平成二十二年十二月三十一日まで	年一分九毛
	平成二十三年一月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一分一毛

○経済産業省告示第十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第八十九条の規定に基づき、次の者を同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をしたので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月一日

経済産業大臣　海江田万里

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
株式会社エスコ	東京都新宿区新宿二丁目五番十号	平成二十三年一月十八日

○国土交通省告示第七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十七年三月十五日から平成二十八年三月三十一日まで

三　施行地区　滋賀県大津市伊香立下在地町字大沢、字中瀬谷、字馬ノ瀬、字持子、字平田、字元谷、字大谷、字唐崎の各一部、伊香立向在地町字本谷、字堂ノ下、字大谷の各一部、真野佐川町字上ノ田、字西ノ勝の各一部

四　土地区画整理事業の名称　大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業

五　事務所の所在地　滋賀県大津市本堅田五丁目二十三番二十三号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十七年三月十五日

七　事業施行期間の変更　平成十七年三月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

八　施行規定の変更及び事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　告示の日と同日

○海上保安庁告示第三十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度五分一秒東経一四二度五五分〇秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度九分三秒東経一四二度二六分〇秒の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内